

**座間味村 GIGA スクール構想ネットワーク環境施設整備事業
公募型プロポーザル実施要項**

1 事業の目的

本要項は、国が進める「GIGA スクール構想」を実現するために、座間味村内各小中学校に高速通信ネットワーク環境の整備を行うものとする。

2 本業務の概要

(1) 本業務の名称

座間味村 GIGA スクール構想ネットワーク環境施設整備事業

(2) 事務局（担当部局）

座間味村教育委員会

〒901-3496 座間味村字座間味 109 番地

電話 098-987-2153 FAX098-987-2252

(3) 事業の内容

別紙「座間味村 GIGA スクール構想ネットワーク環境整備事業仕様書」のとおり。

- 履行場所 座間味村立小中学校（6校）
- 業務期間 契約締結日の日から令和2年12月31日まで
- 業務内容 校内ネットワーク整備工事及びネットワーク機器、充電保管庫の整備工事
- 提出書類 報告書（完成図書）

(4) 提案上限額

23,468,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募条件等

(1) 応募資格

本プロポーザルに参加できるものは、単独企業又は共同企業体とし、公告日から参加意思表明書の提出期間までに次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 本業務を円滑に遂行するために必要な専門的知識及び業務経験を有する者を従事させるとともに、座間味村との事務調整、納品等が、迅速・適切に行うことができる体制を構築できること。

イ 過去3年以内に座間味村へパソコン納入又はネットワーク保守契約の実績を有すること。

ウ 国及び地方税の滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立てをしてい

る者でないこと。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団もしくはその構成員及び それらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」を提出することとし、次の書類を添付すること

ア 会社案内

イ 財務諸表（直近 1 年分）

ウ 法人税、法人住民税、税及び地方消費税の納税証明書（直近 1 年）

4 配布資料

(1) 配布資料

ア 座間味村 GIGA スクール構想ネットワーク環境施設整備事業実施要項

イ 業務仕様書

ウ プロポーザル提出書類作成要領

エ 各種様式

(2) 配布方法 座間味村ホームページからダウンロードすること

URL : <https://www.vill.zamami.okinawa.jp/life.html>

(3) 配布期間 令和 2 年 9 月 18 日から令和 2 年 9 月 28 日まで

5 提出書類及び提出期間等

(1) 提出書類及び作成要領

別紙「座間味村 GIGA スクール構想ネットワーク環境施設整備事業企画提案書作成要領」のとおりとする。

(2) 提出期限

令和 2 年 10 月 5 日（月）17 時まで

(3) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期間内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く 8 時 30 分から 12 時、13 時から 17 時（提出期限日の 10 月 2 日は 17 時までとする。）

イ 提出先

座間味村教育委員会

6 プロポーザルに関する質問、回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、参加表明提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 質問の受付期限

令和2年9月28日（月）17時まで

(2) 質問方法

質問書様式により、電子メールで提出するものとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。また、送信後は必ず電話連絡を行い、受信確認をすること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとする。

件名：GIGA スクール構想ネットワーク環境施設整備事業公募型プロポーザルについて

(3) 提出先

送信先 gakkou@vill.zamami.lg.jp

「座間味村教育委員会 GIGA スクール構想担当 宛」

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、全ての質問を集約し令和2年9月30日までに参加意思を表明した者にメールを送信する。ただし、質問内容が、質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 審査及び評価

選定委員会において、提出された書類（企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約の優先交渉権者を選定する。なお、プレゼンテーション審査及び選定委員会は、非公開とする。

(1) プレゼンテーション審査

次に掲げる日程等で、プレゼンテーション審査を実施する。ただし、時間、場所については、応募件数等を考慮し、その詳細を参加者へ後日連絡する。

ア 日時 令和2年10月13日（火）13時半開始予定

イ 場所 座間味村役場

ウ 実施方法

- ・ プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。
- ・ 当日持参する物は、スライドの紙ベース資料6部（6部の内、5部は企業名等を記載しない）。追加資料は認めない。
- ・ プロジェクター及びスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とする。なお、プレゼンテーション機材（プロジェクター、スクリーン）は、座間味村が用意するが、パソコンは各自で準備すること。

(2) 審査について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

審査結果は、プレゼンテーション実施月内にすべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

8 契約

審査により選定された最優先交渉権者と委託内容に関する協議を行い、速やかに契約を行う。

9 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (3) 提出されたプロポーザル関係書類及び審査結果は、本プロポーザルのために使用するものとし、公表しないが、議会等の求めにより公開することがある。
- (4) 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出、差替えは、一切認めない。